

居住誘導区域

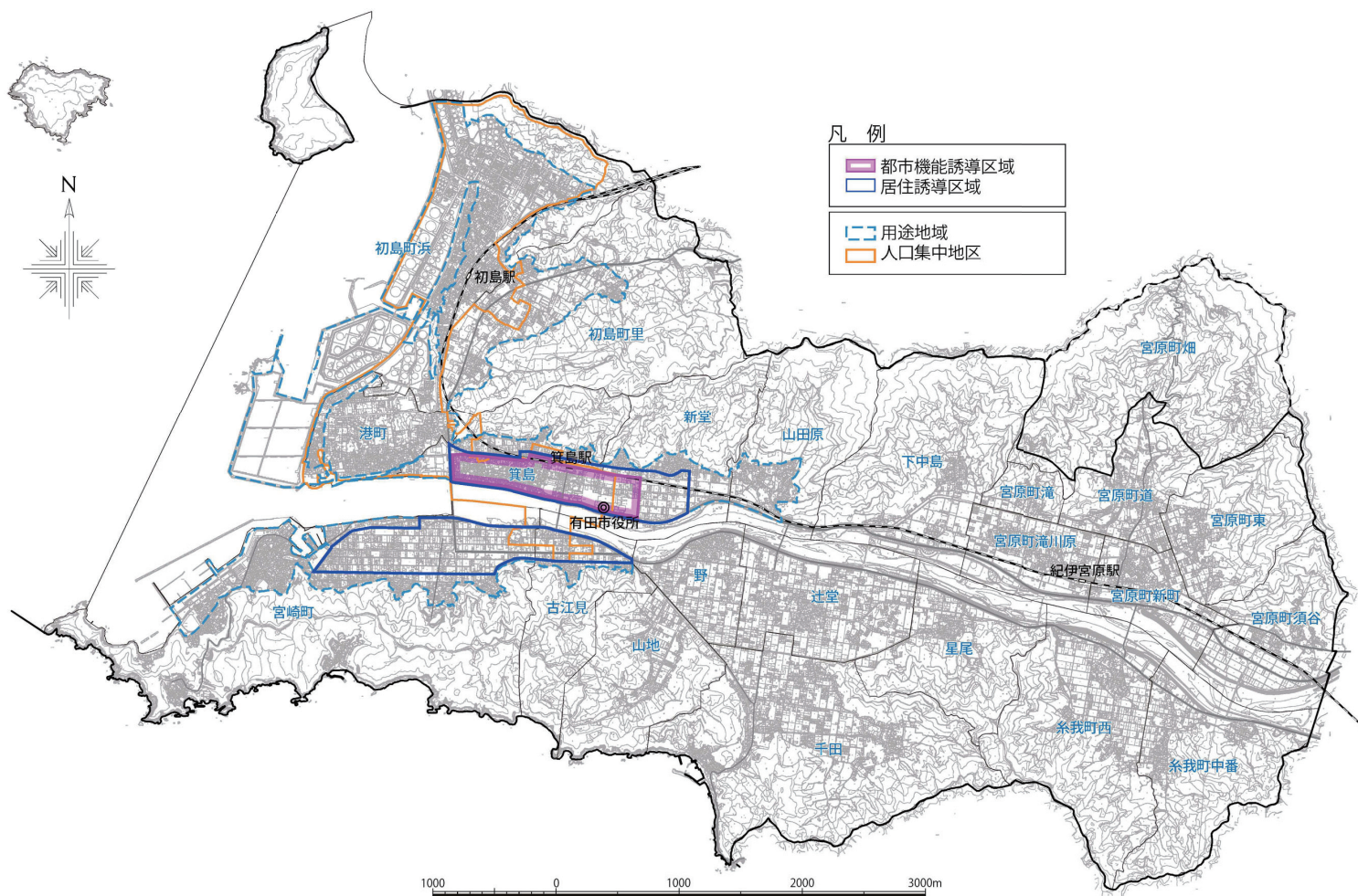
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

本市の居住誘導区域は、原則として住居系用途地域、商業系用途地域に指定されている区域を基本に、都市機能が集積している等生活利便性や居住空間の安全性が高く、将来（概ね20年後）の人口密度が30人/haを下回らない区域を設定します。

都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において必要な生活サービスの効率的な提供を図るため、交通利便性等を考慮して都市の中心拠点や生活拠点に医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する区域です。

本市の都市機能誘導区域は、原則として商業系用途地域に指定されている区域を基本に、鉄道駅やバス停留所等の交通拠点を中心として各種都市機能が集積している区域を設定します。



区域設定図

誘導施設

【有田市における誘導施設の分類とその位置づけの考え方】

機能	誘導施設	考え方
商業	スーパーマーケット	一定規模以上の商業施設は、集客力が高いこと、人の流れを大きく変えること等から誘導施設に位置づけます。
医療	病院・診療所（産婦人科、小児科を設けるもの）	子育て環境の充実、向上に資する産婦人科、小児科を有する医療施設は、誘導施設に位置づけます。
子育て	子育て支援センター	子育て環境の充実、向上に資する子育て支援施設は、誘導施設に位置づけます。
教育文化	高等学校、各種学校	教育施設の内、高等教育機関等の立地は、人の流れを大きく変えること等から誘導施設に位置づけます。
	文化交流施設、図書館	賑わい創出、交流促進に資するホール等の文化施設は、誘導施設に位置づけます。